

第29期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

(2022年2月1日～2023年1月31日)

計算書類の「個別注記表」

株式会社トラス・オン・プロダクト

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求を頂いた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

製品	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～15年
工具、器具及び備品	2年～10年

② 無形固定資産

ソフトウェア ソフトウェアのうち自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法、販売目的分については、見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく定額法のいずれか大きい額を償却する方法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① TRaaS事業

TRaaS事業においては、BtoB市場向けに、お客様の価値を最大化させるための適切なIoTソリューションと最適なモノの選定をし、そのモノを起点としたSaaSサービスを提供しております。

② 受注型Product事業

受注型Product事業においては、IoT技術を用いた製品・ソリューションの企画、設計、製造からの運用・保守サポートまで完全垂直統合を実現し、お客様が望む製品を柔軟に提供しております。

③ テクニカルサービス事業

テクニカルサービス事業においては、基幹業務システム等のアプリケーションソフトウェアの受託開発、システム運用に必要なパソコンやサーバー等の提供及びメンテナンス、開発したソフトウェア・システムのメンテナンスや常駐型保守に向けたエンジニア派遣サービスを提供しております。

上記の事業における製品の販売については、成果物が顧客に検収された時点において顧客が当該成果物に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は顧客に検収された時点で収益を認識しております。なお、製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

主にインターネットを経由して提供するCELDIS配信・SaaSの月額利用サービス及び運用・保守サポートについては、顧客との契約に基づき役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供期間に応じて均等に収益を認識しております。

業務受託サービスについては、契約に応じた業務の完了を主な履行義務としており、顧客の検収の時点で収益を認識しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) その他計算書類作成のための重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。

また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度の期首より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下のとおりです。

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	27,825千円
原材料及び貯蔵品	41千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により評価しております。営業循環過程から外れた滞留品については、販売実績や処分実績等に基づき一定の評価減率を設定し、帳簿価額を切り下げるとともに、当該切り下げた金額を売上原価に計上しております。なお将来の不確実な市場環境等の変化により評価に用いた仮定等の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に計上される棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 市場販売目的のソフトウェアの評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

ソフトウェア 13,445千円

ソフトウェア仮勘定 3,381千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場販売目的のソフトウェアは見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を減価償却費として計上しております。ソフトウェア仮勘定については、見込販売収益と帳簿価額を比較し、資産性を評価しております。

上記の見込販売収益の見積りの基礎となる販売計画には販売施策に基づく受注予測や、見込顧客からの受注予測が反映されております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,196,725株

(2) 自己株式の総数

普通株式 111株

(3) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

普通株式 1,303,068株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入れ、社債発行及び増資による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社与信管理規準に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制を構築しております。

営業債務である買掛金は、そのすべてが1年以内の支払期日でありますが一部外貨建ての営業債務があります。これらの営業債務は流動性リスク及び為替リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り表を作成するとともに外貨を一定量保有するなどの方法により実績管理をしております。

長期借入金及び転換社債型新株予約権付社債は主に設備投資、運転資金に関わる資金調達であり、固定金利による契約となっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
転換社債型新株予約権付社債	97,500	97,500	—
長期借入金	60,000	57,615	△2,384
負債計	157,500	155,115	△2,384

(※) 現金及び預金、受取手形、売掛金、買掛金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(4) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
転換社債型新株予約権付社債	—	97,500	—	97,500
長期借入金	—	57,615	—	57,615
負債計	—	155,115	—	155,115

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

転換社債型新株予約権付社債

元金利の合計額（利率ゼロ）を、同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な原因別の内訳は以下のとおりです。

繰延税金資産

賞与引当金	1,821千円
未払事業税	1,199 "
棚卸資産評価損	5,255 "
減価償却超過額	18,016 "
税務上の繰越欠損金	355,984 "
その他	91 "
繰延税金資産小計	382,369千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	355,984千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	26,384千円
評価性引当額小計	382,369千円
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金資産（負債）の純額	-千円

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	事業分野			合計
	TRaaS事業	受注型Product事業	テクニカルサービス事業	
顧客との契約から生じる収益	133,738	260,525	102,228	496,493
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	133,738	260,525	102,228	496,493

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	33,132
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	67,694

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、予想期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 78円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 4円34銭 |